

1

総合計画の体系

2次総は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する。

基本構想

概ね平成27年(西暦2015年)における本市をとりまく地域社会の将来像とそれを実現するための基本的な政策大綱を示すもので、平成16年10月12日議決した。

2次総においても、この基本構想を踏襲し、これに則して基本計画を改定する。

基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するとともに、市長マニフェストの実現を目指すため、政策大綱に従い、根幹的な事業を明らかにする。また、行政区ごとの将来ビジョンなども明らかにするものとする。

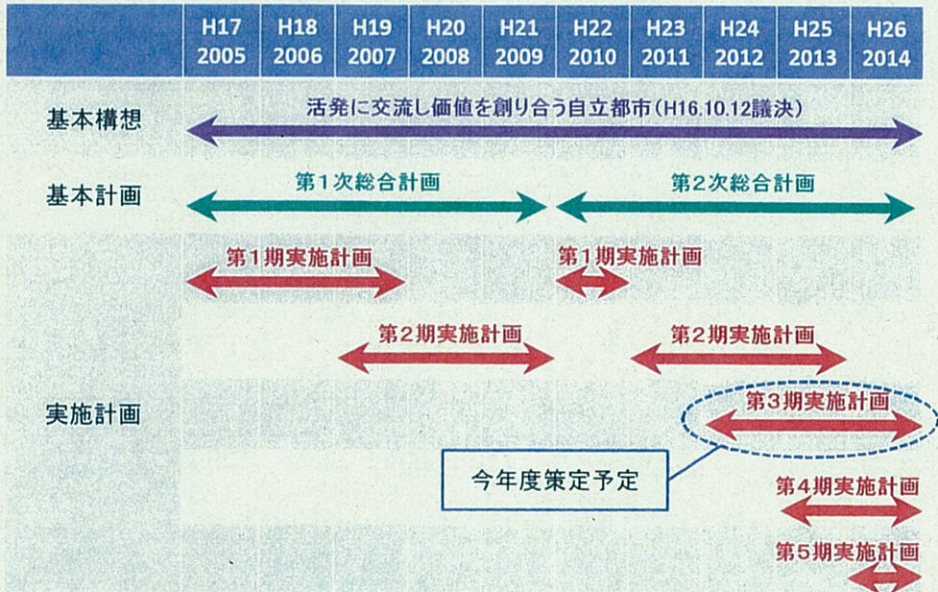
計画期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

実施計画

基本計画に示された根幹的事业の具体的な実施内容を明らかにするもので、毎年度の経営方針をはじめ、予算編成、機構編成、人事計画などの指針とする。

計画期間は、3年間とし、毎年、改定する。また、行政区ごとに整理するものとする。

2 総合計画の構成



3 総合計画の内容(2次総)

基本構想

活発に交流し価値を創り合う自立都市

2次総

世界に輝く『静岡』の創造

3つの戦略と9つのプロジェクト

戦略Ⅰ：輝く『人財(ひと)づくり』

- ①未来をひらく子どもプロジェクト
- ②生涯健康プロジェクト
- ③社会参加と自立のまちプロジェクト

戦略Ⅱ：輝く『価値(かち)づくり』

- ①地域産業ブランディングプロジェクト
- ②シティプロモーション推進プロジェクト
- ③低炭素都市創造プロジェクト

戦略Ⅲ：輝く『地域(まち)づくり』

- ①活力と交流のネットワークシティプロジェクト
- ②市民が誇れる美しいまちプロジェクト
- ③魅力あふれる中山間地域活性化プロジェクト

5つのまちづくり大綱

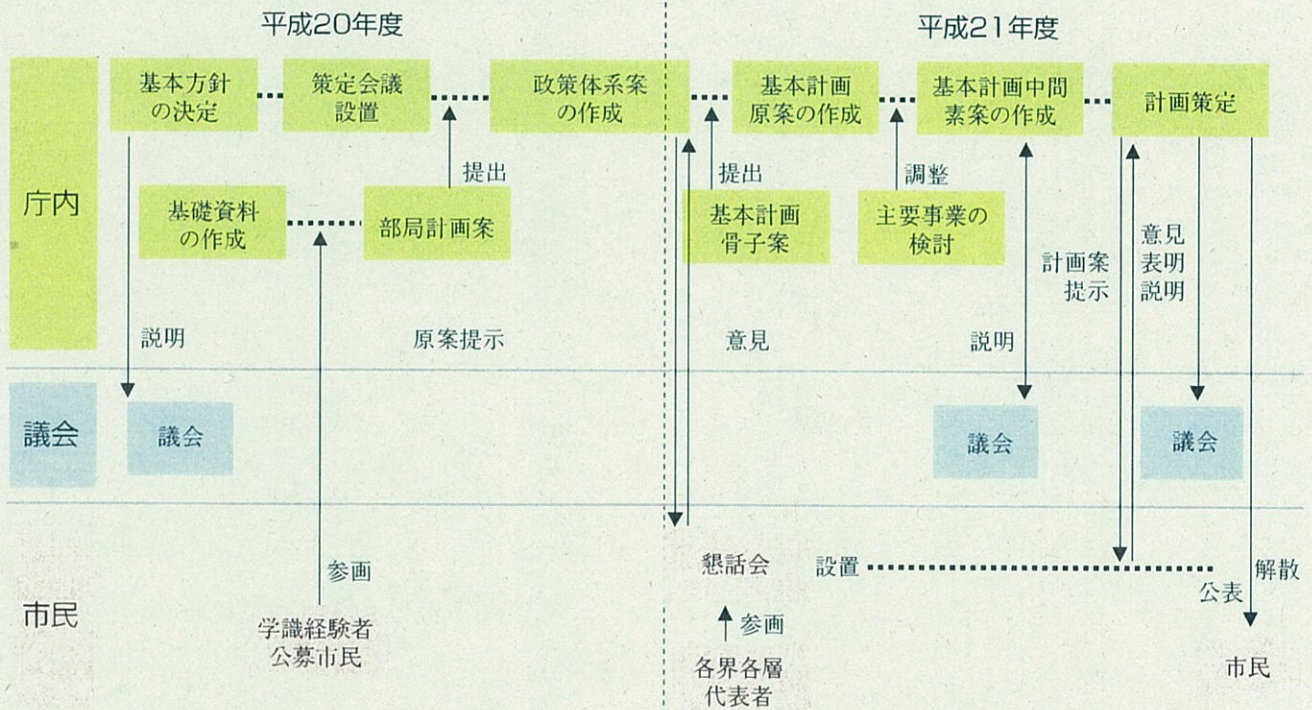
- 健康・福祉 みんなで健やかにいきいきと暮らせるまち
- 文化・学習 心豊かな人を育み、しずおか文化を創造するまち
- 生活環境 安全・安心・快適に暮らせる自然豊かなまち
- 産業・経済 地域が育て世界に挑む創造型産業のまち
- 都市基盤 活発な都市活動を支える快適で質の高いまち

分野別事業
(のべ396事業)

総論	健康・福祉	文化・学習	生活環境	産業・経済	都市基盤
38事業	73事業	66事業	99事業	58事業	62事業

4 策定期間(スケジュール)

2次総は、平成20年度から平成21年度までの2か年で策定する。



市民1万人アンケート、タウンミーティング、パブリックコメントなどにより、意見を収集。広報しずおかで周知

地方自治法の一部を改正する法律の施行に対する 議会としての対応について

現状

総合計画のうち、「基本構想」については、議会の議決を経て策定される。
(地方自治法第2条第4項)

平成23年5月2日公布(公布から3月以内に施行)

地方自治法第2条第4項が廃止
市町村における「基本構想」の策定義務が撤廃
議会が基本構想の策定に關与する担保が消滅

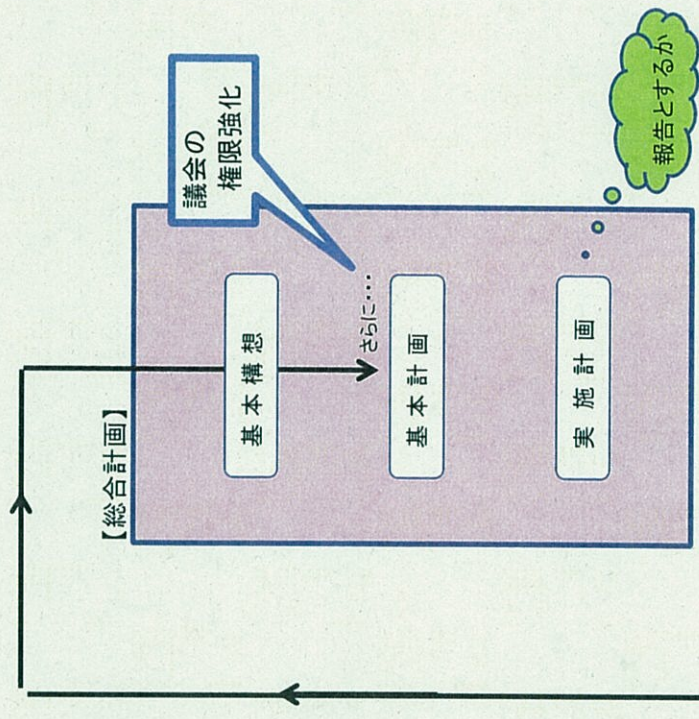
早急に対応する必要あり

議会の議決事件として「基本構想」等を規定

具体的には……

(1) 議会側発案
「(仮称)静岡市議会の議決すべき事件等に関する条例」の制定
制定の根拠: 地方自治法96条2項

(2) 当局側発案
「静岡市自治基本条例」の一部改正
制定の根拠: 地方自治法96条2項



【協議依頼事項】

- ① 発案は議会発案か、あるいは当局発案か
- ② 議会発案となった場合の検討会の設置は